

TPPの国会承認に断固反対し廃案を求める決議

1 TPPの国会承認に反対する

環太平洋経済連携協定（TPP）は、今年2月4日、ニュージーランド北部オークランドで協定署名がなされ、各国の議会での承認手続きの段階に入った。また、我が国では、現在開かれている臨時国会でTPP承認手続きが審議入りしている。

自由法曹団は、以下に述べる理由から基本的人権と民主主義を擁護する法律家の集団として、TPPの国会承認に反対し、廃案を求める。

2 TPPの危険な内容

TPPの交渉分野は21分野であり、その内、関税に関連する分野は3つで、あとは全て「非関税」障壁の撤廃に向けた内容となっている。

ア 日本の農業を崩壊させる

農業市場アクセスとの関係で、TPPは、あらゆる農産物について、原則として関税撤廃の対象としている。政府は、重要5品目（米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖）は守られたとしているが、実際は、重要5品目のうち29%で関税撤廃に合意し、重要5品目以外では、実に98%の品目で関税撤廃に合意している。即時の関税撤廃を免れた品目についても、牛・豚肉の関税は大幅に引き下げられ、安価な輸入牛の流入を前に、破壊的な影響を受けることは必至である。米、麦、乳製品、砂糖については、輸入義務の枠が引き上げられている。

米の輸入調整については、政府が外国から関税のない米を安く輸入して、卸業者に高く売ること、日本の米農家を守ると説明されてきたが、今年9月には、卸業者が輸入業者から調整金を受け取っていたことも発覚し、輸入調整自体の信用性すら失われている。

イ ISDS条項が国家の主権を損なわせる

TPPには、投資の章に、ISDS条項（受け入れ国政府の措置によって損害を被った外国投資家に対して、受け入れ国を国際的な第三者機関（仲裁裁判所）に訴えることを可能にする条項）が組み込まれた。ISDS条項の先例では、企業や投資家が、相手国による法規制が自己の投資上の利益を害するとして損害賠償請求をしたり、相手国の裁判所の判断が自分の利益を害するなどとしてその執行を停止させたりという判断がなされてきた。ISDS条項は、投資家の利益のために、国の立法権、司法権すらないがしろにするものであることが明らかである。

ウ 製薬会社の意のままに薬価高騰を招く

医療分野では、参加国の薬価を決めるプロセスにおいて透明性が求められ、製薬業界が利害関係者として価格の決定に参加したり、意見書を提出したりすることが認められている。現在、米国から日本への最大の輸出品目は医療品・医療機器であり、米国における製薬会社の政治的影響力も極めて高い。米国の製薬会社が「透明性」を盾に利害関係者として影響を及ぼすようになれば、当然薬価の高騰は必至である。また、TPPの下では米国製薬会社の意向を汲んで、新薬のデータ保護期間が延期され、ジェネリック薬品の製造が制限される内容となっている。

エ 遺伝子組み換え食品の表示などが規制され食の安全を害する

食の安全との関係では、遺伝子組み換え食品の表示が制限される危険性が高い。TPPでは、商品アクセスの章において、現代のバイオテクノロジーによる農産物、魚、魚製品について、貿易を促進することが求められ、SPS（植物衛生検疫）の章では、日本が科学的に健康を害することを証明できなければ、輸入に対する制限ができないとされている。これにより、遺伝子組み換え食品の表示を規定する国内法は、科学的

な実証のない貿易障壁として撤廃させられる危険が高い。

3 国民の知る権利はないがしるに

このように、T P Pには、一部の大企業や投資家の利益のために、ありとあらゆる「暮らしの仕組み」「いのちの仕組み」を変貌させる危険が組み込まれている。

そして、これだけの危険をはらんだT P Pの交渉は、特に我が国において、これまで異常ともいえる秘密主義に貫かれてきた。交渉国間での保秘契約のもと、交渉経過が国民にも国会議員にも知らされず、また、大筋合意後に公開されたT P P協定文は、正式に日本語訳すらされておらず、誤訳が多くあることも政府自体が認めている。2016年4月の国会でのT P P承認の審議では、野党議員が甘利担当大臣とフロマン米通商代表との交渉内容を情報公開請求したところ、「黒塗り」の文書が出てきたことも記憶に新しい。

このような政府の姿勢は、現在の臨時国会でも同様の状況である。国民の知る権利を奪い、民主主義の根幹を揺るがすものであり、許されない。

4 性急な承認は許されない

アメリカでは、大統領選挙を今年の11月8日に控え、ヒラリー・クリントン候補、ドナルド・トランプ候補が、T P P反対する意思表示をしている。背景には、W T OやN A F T Aなどの自由貿易協定での、製造業の衰退や雇用喪失の教訓がある。

日本においても、T P Pに関して、農業関係者のみならず、国民全体からの反対の声は大きい。

ところが、本年10月14日よりT P P承認案が臨時国会で審議入りしている。政府は参加12か国の先陣を切って、米国大統領選挙の前に、衆議院でのT P Pの承認手続きを行おうとしている。

本年9月29日、衆院T P P特別委員会の理事である自民党の福井照衆院議員が、「この国会では（T P P承認を）…強行採決という形で実現する」と語った。国民に対して情報が公開されず、国会での十分な審議もなされていない中で、強行採決を明言する与党の態度は、国民の知る権利をはじめとする基本的人権と民主主義を冒涇するものとしか言いようがない。

自由法曹団は、T P Pの国会承認に断固反対するとともに、早急に廃案とすることを求めるものである。

2016年10月24日
自由法曹団・佐賀・唐津集会